


一 南部町 職場紹介 一

令和6年4月1日現在

自治体名	南部町		
◆連絡先			
職員採用担当課	総務課		
所在地	南巨摩郡南部町福士28505-2		
電話番号	0556-66-2111(代表)		
ホームページ	山梨県南部町ホームページ (town.nanbu.yamanashi.jp)		
インターンシップ	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 応相談		

◆自治体紹介

特徴・魅力	<p>南部町は静岡県との県境に位置し、山梨県の南の玄関口としての役割を担っている町です。中部横断自動車道、静岡県富士市の富士川かりがね橋の開通に伴い春のたけのこまつりや夏の南部の火祭りなどで多くの観光客が訪れることが期待されています。町の特徴として中央に富士川が流れ、四方を篠井山をはじめとした山に囲まれた自然豊かな土地となっています。</p>				
求める人物像	<p>コミュニケーション能力が重要になります。窓口や電話での対応において、問合せをする方ごどのようなことに困り、どのようなことを求めているのかを理解し対応することが求められます。また、臨機応変に対応する柔軟性も必要です。実際の業務を行っていくなかで必要になるため、身に着けておいてもらいたいです。</p>				
職員数／平均年齢 (R6.4.1現在)	職員数107名(男性職員:69名・女性職員:38名)／平均年齢41.4歳				
年齢別構成比 (R6.4.1現在)	10代:	0.0%	20代:	28.0%	30代: 14.0%
	40代:	24.3%	50代:	32.7%	60代: 1.0%

◆令和6年度採用試験情報 ※最新情報はHPをご確認ください。

試験区分	採用予定職種	試験日	募集期間		備考	初任給 (月額)
			開始時期	締切時期		
上級 (大学卒程度)	事務職、土木職、保健師職、保育士職	7月14日	5月15日	6月6日		職種によって異なります
中級 (短大卒程度)	事務職、土木職	9月	7月中旬	8月中旬		職種によって異なります
初級 (高校卒程度)	事務職、土木職	9月	7月中旬	8月中旬		職種によって異なります

※初任給は新卒者の額であり、職務経験等がある方は加算される場合があります。

◆先輩職員の紹介(事務職)

採用年度／職種	令和3年度採用／事務職
1日の業務(例)	<p>8:30 業務開始</p> <p>事務作業、会議・説明会(予定があれば)</p> <p>時期によって町主催のイベント準備</p> <p>12:00 お昼休憩</p> <p>13:00 業務再開</p> <p>事務作業、会議・説明会(予定があれば)</p> <p>時期によって町主催のイベント準備</p> <p>17:15 終業</p>
南部町の職員を志望した理由、職員となって良かったこと	南部町職員を志望したのは自分が生まれ育った町の力になりたかったからです。
仕事のやりがい	今の業務内容は職員のこと(勤怠、休暇、給与等)をしているが、職員、町民間問わず「ありがとう」の一言を言ってもらえるとすごくやりがいを感じます。また、自分が関わった事業が目で見えてわかると一層頑張ろうと思えます。
先輩職員からの一言	ありがとうの一言、関わった事業が完了した時の達成感などは実際に仕事をしてみないと味わうことができないものです。住民の方から厳しいことを言われることも多々あります。つらい時もありますが、めげずにがんばってもらいたいです。

◆福利・厚生制度

手当	通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当他条例の規定により支給されます。
昇給	条例の規定により、昇給が行われます。
賞与	期末手当2.45/年 勤勉手当2.05/年(勤勉手当の支給は人事評価を基に行う)
勤務時間・休暇	午前8時30分より業務を開始します。12時まで午前中の業務を行い、1時間のお昼休憩を挟みます。その後午後1時から午後5時15分まで午後の業務を行い終業となります。休暇については年次有給休暇、夏季休暇、休日にイベント等に出役した際には代休が付与されます。
その他	終業後、時期により野球の練習、駅伝の練習を行います。

◆仕事と生活の両立支援

	制度	給与	内容	取得者
主な制度	年次有給休暇	有給	20日 前年度からも繰越最大20日を加えた日数	男性・女性
	分べん休暇	有給	分べん予定日前6週間に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内	女性
	男性職員の育児参加休暇	有給	配偶者の出産予定日の6週間前の日から出産の日以後1年を経過する日までの間に5日以内	男性
	子の看護休暇	有給	小学校就学前の子の看護のために年5日以内(子が2人以上の場合、年10日以内)	男性・女性

◆参考情報

研修制度	適宜庁舎内業務研修の開催、県の研修所での研修参加
配属・異動・昇任	条例の規定により、昇給・昇格が行われます。また、3月に人事異動の内示が発表され配属先、異動先が決まります。